

山口障害者職業リハビリテーション研究会会則

第1章（名称）

第1条 本会は山口障害者職業リハビリテーション研究会と称する。

第2章（目的及び事業）

第2条 本会は障害者の職業リハビリテーションに関わる事項について研究を行い、情報を交換し、実践することによって県内における障害者の職業リハビリテーションの進歩、発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 職業リハビリテーションに関する情報交換
- (2) 会員の研究活動、実践活動の成果を研究討議する発表会の開催
- (3) その他会の目的を達成するために必要な事業

第3章（会員）

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し会費を納入した者とする。

第4章（組織及び運営）

第5条 本会の事業を運営するために次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名、幹事若干名、事務局員若干名、会計監査2名

第6条 役員任期は1カ年とし、再任を妨げない。

第7条 本会の事務局は、当分の間、山口県立山口総合支援学校内におく。

第8条 総会

- (1) 総会は年1回開催し、役員選出、前年度の事業報告、会計報告及び、次年度の事業案の承認を受ける。
- (2) 総会での決定は出席者の過半数の賛同を必要とする。

第5章（名誉会員）

第9条 名誉会員は、本会の運営に功績のあった会員で、総会の承認を得た者とする。

第6章（会計）

第10条 会費は年会費2,400円とする。（前期1,200円、後期1,200円）

第11条 研究会等に要した実費はその都度徴収することができる。

第12条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月末とする。

